

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援 等）

当社は、美容に関わる業種（まつ毛・ネイル・エステ・整体・ヘルスケア等）との連携を強化し、複合型サービスによる新たな顧客体験の提供を進めています。地域密着の強みを活かし、相互送客体制や共同キャンペーンを通じた価値創出を図ります。

b. IT 実装支援（共通 EDI の構築、データの相互利用、IT 人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

自社で導入している顧客管理・予約システム・キャッシュレス決済等のノウハウを共有し、同業・提携先のデジタル化を支援します。初期導入時の研修やトラブル対応など、現場に寄り添った支援体制を整えています。

c. 専門人材マッチング

当社では、ヘアケアや頭皮ケアなど専門技術を有するスタイリスト・カラーリストの育成・確保に努めています。また、他サロンとの人材交流や講師派遣、インターンの受け入れを通じて、美容人材の持続的な育成に貢献します。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

環境負荷の低いオーガニック薬剤・サステナブル資材の活用や、店舗で使用する電力のグリーンプラン転換を推進しています。廃棄薬剤の適切な管理、サロン内の節水・省電力対策にも取り組み、環境配慮型の店舗運営を目指します。

e. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

スタッフの健康維持・働きやすさを重視し、腰痛予防やメンタルヘルスに配慮した勤務体制を整えています。また、パートナー企業に対しても、労務管理や福利厚生施策の事例共有等を通じて、共に健全な経営を目指します。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

③手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

当社では、取引先との健全かつ継続的な関係構築のために、年に1度、主要取引先を対象とした満足度アンケートを実施し、サービス・提携の質の改善に努めています。フィードバックは社内で共有し、次年度のサービス品質向上施策に反映させ、取引先との信頼関係の深化を目指しています。

2025年6月28日

株式会社 前田商店

企 業 名

代表取締役・前田 誠

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。